

呉市環境教育副読本デジタル化業務仕様書

1 業務名

(1) 件名

呉市環境教育副読本デジタル化業務（以下、「本業務」という。）

(2) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 業務内容

(1) 業務の範囲

本業務は、次に掲げる事項を一体的に実施するものとする。

ア デジタル副読本の制作（システムの構築及び機能実装を含む。）

イ 運用及び保守

ウ 問合せ対応等の運用支援

エ その他、本業務の目的達成に必要な事項

(2) デジタル副読本の制作

ア 受託者は、本市が提供する現行の環境教育副読本を基本とし、この中の原稿、画像、動画及びイラスト等を活用し、利用者にとって分かりやすく、操作性が高いデジタル副読本を制作すること。

イ 受託者は、必要に応じて素材の加工・編集を行うとともに、イラストやアイコン等を新規作成すること。

ウ 制作に当たっては、児童の学習意欲を高める構成及び表現とすること。

(3) システム要件

デジタル副読本は、次の要件を満たすこと。

ア Google Chrome, Microsoft Edge, Safari 等の、一般的なインターネットブラウザにより利用可能であること

イ 一般的なパソコン、タブレット及びスマートフォンに対応すること

ウ アプリケーションのインストールを要しないこと

エ クラウド型サービスとして提供すること

オ 呉市ホームページからリンク可能であること

カ 原則として 24 時間 365 日利用可能であること

キ 将来的な機能拡張及びバージョンアップ等が可能であること

(4) コンテンツ及び機能

下記要件を満たすこと

ア 受託者は、次に掲げるコンテンツを制作・実装すること。なお、各機能の数量は下記表を標準とする。

コンテンツ	詳細	数量（標準）
副読本本文 （表等を含む。）	本市が提供する現行副読本の紙面からの 文言や数値等の修正	約 37 ページ分

動画	本市が提供する動画を必要に応じて加工すること	必要数
画像	本市が提供する画像を必要に応じて加工すること	必要数
スライドショー	本市が提供する複数の写真（1箇所5点以内）を加工すること	4箇所
WEBリンク	関係WEBサイトへリンクさせること	必要数
クイズ機能	選択肢を選択すると正誤を表示すること	1箇所
アイコン	画像、動画、リンク、スライドショーを含むこと	必要数
アニメーション	G I Fアニメーションを作成すること	1箇所

イ デジタル副読本は、次に掲げる機能を有すること。なお、各機能の数量は、次の表を標準とする。

機能	数量（標準）
拡大・縮小機能	—
ピンチイン・アウト機能	—
付箋機能（3色以上）	—
目次リンク機能	27箇所
WEBリンク機能	20箇所
動画再生（動画は提供）機能	5箇所
スライド写真（1箇所5枚以内）機能	4箇所
アニメーション機能	1箇所
その他オリジナル機能（提案）	

ウ 利用状況の把握のため、次の機能を備えること。各機能の詳細については、事業者提案とする。

- (ア) 利用履歴の確認機能
- (イ) 利用実績データの閲覧及びダウンロード機能
- (ウ) ダッシュボード機能（利用状況の可視化）

(5) 構成及びデザイン

ア デジタル副読本は、基本的に現行副読本のページ構成に従い、概ね50ページ程度にまとめることとし、詳細は本市と協議の上、決定する。

イ デザインについては、次の事項に配慮すること。

- (ア) カラーユニバーサルデザイン
- (イ) みんなの公共サイト運用ガイドライン
- (ウ) 視認性及び操作性
- (エ) 原則として全ての漢字にふりがなを付すこと

(6) 独自提案

受託者は、本仕様書に定める内容のほか、学習効果の向上及び利便性向上に資する機能や運用方法について提案を行うこと。

(7) 運用及び保守

- ア 受託者は、サービス安定運用のため、システムの定期保守及び監視を行い、システム障害の早期発見・予防に努めること。
- イ システムの障害発生時や、脆弱性が発見された場合は、速やかに復旧等の対応を行うこと。

(8) セキュリティ対策

受託者は、不正アクセス監視，サイバー攻撃対策，改ざん防止及び脆弱性対策等，必要なセキュリティ対策を講じること。

(9) バックアップ処理

受託者は、データの消失を防止するため、定期的にバックアップを実施し、復旧可能な体制を確保すること。

(10) バージョンアップ対応

受託者は、本業務において導入するシステムに対し、性能や品質の強化，新たな機能の追加などバージョンアップが必要な場合は、契約の範囲内において必要に応じてシステムの機能改善及び追加を行い、継続又は代替措置できるよう対応するほか、契約の範囲を超える場合は本市との協議を設け、その内容について本市と協議の上、決定する。

(11) 問い合わせ対応

- ア 受託者は、本市からの問い合わせ及び相談に対応することとし、必要に応じ、本市に資料等の提供を行うこと。
- イ 対応時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ウ 対応手段は、電話，電子メール又はWEB会議とする。

(12) 操作マニュアルの提供

受託者は、操作マニュアルを作成し、紙媒体及び電子データ（Word・PDF）により提供すること。

(13) サービス停止

- ア 受託者が計画的にサービスを停止する場合は、原則として7日前までに本市に通知し、事前協議の上で決定すること。
- イ 受託者は、想定外のシステムの停止が発生した場合は、速やかに復旧又は代替手段を提供し、サービスの安定的な運用に努めること。

(14) 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、決定する。

3 スケジュール

デジタル副読本の制作は、次のスケジュールに沿って進めること。

- (1) デジタル副読本の制作に当たっては、随時、本市と内容の確認をしながら進めること。

- (2) 令和8年12月下旬までに、試行版の制作を進めること。
- (3) 令和8年12月下旬から令和9年1月下旬までの間に、本市において試行版の使用性を確認した上で、必要に応じて本市が行う機能の追加や削除の指示に対応すること。
- (4) 令和9年3月15日(月)までに、前号の確認等を経たものの納品を行うこととし、本市は速やかにこれの検収を行うものとする。

4 プロジェクト管理

(1) プロジェクト計画書の作成・提出

受託者は契約締結後、本業務における目標、作業項目と役割分担、スケジュール、導入体制及びプロジェクト管理方法等を記した「プロジェクト計画書」を作成し、契約締結後速やかに提出すること。

(2) 会議の開催・記録

デジタル副読本の制作に当たっては、本市と受託者による調整会議を密に行うこととし、受託者は、調整会議の議事録を作成し、都度、電子データで提出すること。

5 本件業務の完了に係る納品・検収

(1) 納品物

デジタル副読本

(2) 納品場所

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号(市役所本庁舎7階)
呉市環境部環境政策課

(3) 検収

ア 完了報告

受託者は、業務完了後、速やかに業務完了報告を行うこと。

イ 検査の実施

本市は納入日から10営業日以内に納品物の検査を行う。

ウ 不備の解消及び再検査

前項の検査の結果、納品物に不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正したものを再度納入すること。また、本市は、再度納入されたものの検査を速やかに行う。

6 その他

(1) 秘密保持

ア 個人等の情報及び業務の履行に際し知り得た秘密(以下「秘密情報」という。)を第三者に漏らし、又は、不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

イ 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。

(2) 再委託

ア 本業務の委託契約部分に係る業務の一部を第三者に委託する場合、あらかじめ書面による再委託に係る本市の承認を得る必要がある。

イ 受託者は、再委託先の行為について、全責任を負うこと。

(3) 契約不適合責任

本業務に係る納品物の引き渡し後1年以内に発見された契約不適合については、受託者が補修又は補修する責を有する。

(4) 権利の帰属

ア デジタル副読本に関して、作成されたデータや画像等の著作権については、本市に帰属するものとする。

イ 本業務の納品物等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、権利は受託者に保留されるが、本市は、本業務の納品物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

ウ 受託者は本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

エ 本業務の納品物等に、受託者以外の第三者の保有する知的財産権が含まれる場合は、上記の定めによらないものとする。なお、本業務の納品物等に関し、第三者からの権利侵害に関する訴えが提起された場合は、受託者の責において解決するものとする。

(5) その他

ア 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

イ 業務実施に当たっては、関係法令及び委託業務契約書における要件等を遵守すること。